

滑川市農業委員会総会議事録

午後3時00分 開会

1. 会議の日時 令和7年11月5日（水）午後3時から

会長 本日、江下委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、松井 滋樹委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

会長 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

事務局 (議案第16号1番について朗読及び説明)
申請地は、●●●● 外1筆 田です。
申請地は、●●●●と●●●●に面する農地と●●●●に面する農地です。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

申請地は、譲渡人が●●●●をしており●●●●に居住していることから、これまで地域の耕作者である譲受人が管理していました。元々、所有自体も耕作者に移転し、一元的に管理してほしい希望があったところ、この度、関係者の協議が整ったことから申請されたものです。農地取得後も水稻または調整水田として引き続き管理していく予定です。

議案第18号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。
委員 謙受人が専業農家ということで、今まで耕作していたところで所有権を変更するのみであるため、特に問題ないと思います。

4. 委員の出欠

(出席農業委員・7名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、高橋 美彦、新村 剛、
杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒館 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・1名)

江下 博

委員 私も●●●●委員と同意見で、全く問題ないと思います。

会長 この件に関して、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することいたします。

会長 続きまして、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

5. 事務局 (3名)

北野事務局長 村田係長、小林主事

事務局 (議案第17号1番について朗読及び説明)

申請地は、●●●● 田 です。

申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。

許可基準としましては、申請地は、用途地域内（第2種中高層住居専用

6. 会議の要旨

地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、原則的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、貸駐車場敷地です。

申請人は、市内で●●●●を営んでいますが、事業所が●●●●地内にあり、工事現場から遠いことが増え、また、従業員が現場へ直行したとしても駐車できるスペースが無い場合があり、市街地近辺で駐車場敷地を探していたところ、申請地が市街地にあり、主要幹線道路の交差点至近であり、また、当該農地近辺に月極駐車場がないことから市街地で自宅敷地に駐車できない周辺住民からの要望もあり、住民用の駐車スペース6台分と、自社と従業員の車両12台分の駐車スペースを設けることで関係者の協議が整い、今回申請されたものです。乗入口については、交差点往来の支障とならないよう既存の物置を取り壊しその部分のみを乗入口とします。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、地下浸透が基本ですが、余剰分は既存歩道側水路に放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 現地確認してきましたが、このような市街地に田があるとは思いませんでした。転用には特に問題ありません。

委員 ●●●●委員と同じ意見です。大木が2本ほど生えている状態ですが、転用には問題ありません。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可相当として県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第17号2番について朗読及び説明)

申請地は、●●●● 田 です。

申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。

許可基準としましては、申請地は、半径500メートル以内に●●●●、●●●●、●●●●等の公的施設が2以上あり、上下水道が埋設された幅員4メートル以上の道路に面する農地であることから公共施設整備済区域であり、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、医療施設用地です。

申請人は、市内で●●●●を営んでおり、この度、●●●●の●●●●が独立して●●●●の開業医として適地を探していると相談を受けていたところ、申請地が市の中心部に近く幹線道路沿いであり、また、元々滑川市は●●●●が少なく、どの医院も混雑していることから需要は高いものと考え今回申請されました。土地を申請人から開業医に貸し付けるかたちで提供し、建物は、●●●●の方で建築する計画です。隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝と敷地内に新設する側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員

地図にありますとおり、●●●●に面した農地ということで利便的に良いと思います。また、医療施設用地への転用とのことで、市内の●●●●も混雑しているので大変良いことではないかと思います。転用には問題ありません。

委員

今ほどの●●●●委員と同様の見解であり、非常に好ましい土地のお渡しの仕方ではないかと思います。利用度や環境を考えましても非常に良い引き渡しであると考え、承認いたします。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第18号について朗読及び説明)

5ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)についてになります。6ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

7ページをお願いします。今回の除外願出件数は1件、2筆、除外面積1,082m²です。

除外願出は、●●●●、495m²、●●●●、689m²のうち587m²です。
除外後の用途は、駐車場敷地です。

今回の件は、●●●●に転用の許可を受けた●●●●の案件になります。
今回の除外理由については、当初、想定していなかった駐車場用地が必要

になったためです。転用の許可後、●●●●の入居者を募っていたところ、想定していたより介護度の低い方からの応募が多いことに比例して、自家用車を使用する方が想定より多かったとのことで、事前に除外した用地の隣接地に駐車場を改めて確保したいとの相談があったことから、今回、申請されたものになります。

申請地の位置図は、8ページのとおりです。9～10ページは、除外地番一覧表となります。

上記の議事録が、正当であることを証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

会 長 この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は異議、意見無しとして答申することいたします。

議事録署名委員

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・視察研修について
- ・令和7年度農業委員会大会について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後3時25分 閉会